令和３年第２回清須市議会臨時会会議録

令和３年５月７日第２回清須市議会臨時会は清須市役所議事堂に招集された。

１．開会時間

午前　９時３０分

２．出席議員

１番	松　岡　繁　知	２番	山　内　徳　彦
３番	冨　田　雄　二	４番	下堂薗　　稔
５番	浅　野　富　典	６番	松　川　秀　康
７番	大　塚　祥　之	８番	小　﨑　進　一
９番	飛　永　勝　次	１０番	野々部　　享
１１番	岡　山　克　彦	１２番	林　　真　子
１３番	加　藤　光　則	１４番	高　橋　哲　生
１５番	八　木　勝　之	１６番	伊　藤　嘉　起
１７番	岸　本　洋　美	１８番	久　野　　茂
１９番	白　井　　章	２０番	浅　井　泰　三
２１番	成　田　義　之	２２番	天　野　武　藏

計　２２名

３．欠席議員

な　し

４．地方自治法第１２１条の規定により会議事件説明のために出席した者は次のとおりである。

市長	永　田　純　夫
副市長	葛　谷　賢　二
教育長	齊　藤　孝　法
企画部長	河　口　直　彦
総務部長	岩　田　喜　一

危機管理部長	丹羽 久登
市民環境部長	石田 隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監	加藤 久喜
建設部長	永渕 貴徳
会計管理者	吉田 敬
教育部長	加藤 秀樹
監査委員事務局長	三輪 晃司
企画部次長兼人事秘書課長	石黒 直人
企画部次長兼企画政策課長	後藤 邦夫
総務部次長兼財産管理課長	飯田 英晴
総務部次長兼収納課長	三輪 好邦
建設部次長兼土木課長	松村 和浩
建設部次長兼都市計画課長	長谷川 久高
建設部参事	大橋 秀一
建設部参事	兼松 俊彦
企業誘致課長	沢田 茂
総務課長	樋本 雄介
財政課長	服部 浩之
税務課長	渡辺 由利子
危機管理課長	舟橋 監司
市民課長	伊藤 嘉規
保険年金課長	篠田 敬幸
生活環境課長	所 邦治
産業課長	梶浦 庄治
西枇杷島市民サービスセンター所長	北神 聖久
清洲市民サービスセンター所長	葛山 悟
春日市民サービスセンター所長	日比野 鋭治

社会福祉課長	鈴木　許行
高齢福祉課長	古川　伊都子
子育て支援課長	藏城　浩司
健康推進課長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策室長	寺社下　葉子
上下水道課長	菅野　淳
新清洲駅周辺まちづくり課長	前田　敬春
会計課長	平野　嘉也
学校教育課長	吉野　厚之
生涯学習課長	辻　清岳
スポーツ課長	浅野　英樹
学校給食センター管理事務所長	吉田　剛
監査課長	木全　信行

5．本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長	栗本　和宜
議事調査課長	髙山　敬
議事調査課係長	鈴木　栄治

6．会議事件は次のとおりである。

日程第　1　会議録署名議員の指名について

日程第　2　会期の決定について

日程第　3　諸般の報告について

日程第　4　議長辞職許可について

日程第　5　選挙第　1号　議長の選挙について

日程第　6　副議長辞職許可について

日程第　7　選挙第　2号　副議長の選挙について

日程第　8　常任委員会委員の選任について

日程第　９　議会運営委員会委員の選任について

日程第１０　清須市議会改革推進等調査特別委員会委員の選任について

日程第１１　清須市議会広報特別委員会委員の選任について

日程第１２　清須市特定構造物改築対策特別委員会委員の選任について

日程第１３　清須市駅周辺開発推進対策特別委員会委員の選任について

日程第１４　西春日井広域事務組合議会議員辞職許可について

日程第１５　五条広域事務組合議会議員辞職許可について

日程第１６　選挙第　３号　西春日井広域事務組合議会議員の選挙について

日程第１７　選挙第　４号　五条広域事務組合議会議員の選挙について

日程第１８　同意第　１号　監査委員（議員）の選任について

日程第１９　清須市都市計画審議会委員の選任について

日程第２０　承認第　２号　専決処分した事件（清須市税条例等の一部を改正する条例）の承認について

日程第２１　承認第　３号　専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について

日程第２２　承認第　４号　専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例）の承認について

日程第２３　承認第　５号　専決処分した事件（令和３年度清須市一般会計補正予算（第２号））の承認について

日程第２４　議案第２７号　令和３年度清須市一般会計補正予算（第３号）案

（　傍聴者　１名　）

（　時に午前　９時３０分　開会　）

議　　長（成田　義之君）

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、令和３年第２回清須市議会臨時会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場のドアを開けておりますので、よろしくお願いいたします。ただし、選挙による投票の際には、一時的に閉めさせていただきますので、併せてお願いいたします。

ただいまの出席議員は、２２名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第８０条の規定により、９番飛永議員並びに１０番野々部議員を指名いたします。

日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（　「異議なし」の声あり　）

議　　長（成田　義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日１日間とすることに決定いたします。

日程第３、諸般の報告をいたします。

斎苑等対策特別委員会の廃止について報告します。

３月８日に開催されました斎苑等対策特別委員会において、設置以来、火葬場建設の円滑な推進に必要な審査を付託案件とし、議会の立場から積極的に審査をしてまいりましたが、当初の目的を達したということで、廃止する旨を特別委員会委員長から報告を受け、４月２１日に開催されました議会運営委員会においても廃止することが確認されましたので、斎苑等対策特別委員会を廃止することを報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第４、議長辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、副議長と交代し、退席させていただきます。

<　成田議長退場　>

副議長（小﨑　進一君）

副議長の小﨑でございます。成田議長に代わりまして議長職を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（栗本　和宜君）

事務局長の栗本でございます。

それでは、朗読させていただきます。

令和３年５月７日

清須市議会副議長　小﨑　進一　様

清須市議会議長　　成田　義之

辞職願

私は、このたび申合せ任期満了により清須市議会議長の職を辞したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

副議長（小﨑　進一君）

お諮りいたします。

成田議長の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」の声あり　）

副議長（小﨑　進一君）

異議なしと認めます。

よって、成田議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

成田議員の入場を認めます。

<　成田議員入場　>

副議長（小﨑　進一君）

議長の辞職は許可されましたので、告知いたします。

ここで成田議員からご挨拶の申出がございますので、これを許可いたします。

ご挨拶は発言席でお願いいたします。

成田議員、お願いいたします。

＜　２１番議員（成田　義之君）登壇　＞

２１番議員（成田　義之君）

改めまして、おはようございます。

１年前に皆様のご推挙によりまして議長の職をさせていただくことができまして感謝をいたしております。

コロナで始まってコロナで終わったような何もできない議長で本当に申し訳ないと思っておりますが、これからは一議員として、一番最長老ということもありますので、老いても花が咲くような気持ちで、これから後、残された任期を全うしたいと思いますので、皆さんのご協力をひとつよろしくお願いしたいと思います。

本当に１年間お世話になりました。

ありがとうございました。

副議長（小﨑　進一君）

日程第５、選挙第１号　議長の選挙についてを議題といたします。

これより、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

＜　議場閉鎖　＞

副議長（小﨑　進一君）

ただいまの出席議員は２２名でございます。

投票用紙を配付いたします。

＜　投票用紙配付　＞

副議長（小﨑　進一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（　「なし」の声あり　）

副議長（小﨑　進一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

＜　投票箱点検　＞

副議長（小﨑　進一君）

異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。事務局より順番に氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

議会事務局長。

議会事務局長（栗本　和宜君）

それでは、順番にお名前を読み上げさせていただきます。

１番、松岡議員、２番、山内議員、３番、冨田議員、４番、下堂薗議員、５番、浅野議員、６番、松川議員、７番、大塚議員、９番、飛永議員、１０番、野々部議員、１１番、岡山議員、１２番、林議員。１３番、加藤議員、１４番、高橋議員、１５番、八木議員、１６番、伊藤議員、１７番、岸本議員、１８番、久野議員、１９番、白井議員、２０番、浅井議員、２１番、成田議員、２２番、天野議員、最後に、小﨑副議長、お願いいたします。

副議長（小﨑　進一君）

投票漏れはありませんか。

（　「なし」の声あり　）

副議長（小﨑　進一君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第３１条第２項の規定により、立会人に、１１番、岡山議員並びに１２番、林議員を指名いたします。

恐れ入りますが、立会人の岡山議員並びに林議員、開票の立会いをお願いいたします。

＜　開票　＞

副議長（小﨑　進一君）

立会人の岡山議員並びに林議員は自席へお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数２２票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票２２票、無効投票０票でございます。

有効投票のうち八木議員２２票、以上でございます。

この選挙の法定得票数は６票であります。

よって、八木議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

＜　議場開鎖　＞

副議長（小﨑　進一君）

ただいま議長に当選されました八木議員が議場におられますので、会議規則第３２条第２項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました八木議員より、当選の承諾及び挨拶を発言席でお願いいたします。

＜　新議長（八木　勝之君）登壇　＞

新議長（八木　勝之君）

おはようございます。

ただいまご選任をくださいまして誠にありがとうございました。これよりは、公正無私の心を持って議会運営に当たってまいりたいと思いますので、皆様のご協力をどうかよろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶といたします。

ありがとうございました。

副議長（小﨑　進一君）

議長が決まりましたので、ここで交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

ここで、９時５０分まで休憩いたします。

（　時に午前　９時４６分　休憩　）

（　時に午前　９時５０分　再開　）

議長（八木　勝之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議会運営に当たらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第６、副議長辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、小﨑副議長の退席を求めます。

＜　小﨑副議長退場　＞

議長（八木　勝之君）

事務局に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（栗本　和宜君）

それでは、朗読させていただきます。

令和３年５月７日

清須市議会議長様

清須市議会副議長　小﨑進一

辞職願

私は、このたび申合せ任期満了により清須市議会副議長の職を辞したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

議長（八木　勝之君）

お諮りいたします。

小﨑副議長の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

異議なしと認めます。

よって、小﨑副議長の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

小﨑議員の入場を認めます。

＜　小﨑議員入場　＞

議長（八木　勝之君）

副議長の辞職は許可されましたので、告知いたします。

ここで小﨑議員からご挨拶の申出がございますので、これを許可いたします。

ご挨拶は発言席でお願いいたします。

　小﨑議員、お願いいたします。

＜　８番議員（小﨑　進一君）登壇　＞

８番議員（小﨑　進一君）

　１年間、議員の皆様、市当局の皆様のお支えの下で副議長の務めをさせていただくことができました。心よりお礼申し上げます。

　また、コロナ禍でいろいろな行事が縮小されましたが、成田議長の下で多くのことを学ばさせていただくことができました。感謝いたしております。

　この尊い経験を生かし、議員として、また清須市発展のためにこれからも頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

　１年間どうもありがとうございました。

議長（八木　勝之君）

　日程第７、選挙第２号　副議長の選挙についてを議題といたします。

　これより、副議長の選挙を行います。

　選挙は投票により行います。

　議場の閉鎖を命じます。

＜　議場閉鎖　＞

議長（八木　勝之君）

　ただいまの出席議員は２２名でございます。

　投票用紙を配付いたします。

＜　投票用紙配付　＞

議長（八木　勝之君）

　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（　「なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

　配付漏れなしと認めます。

　投票箱を点検いたします。

＜　投票箱点検　＞

議長（八木　勝之君）

異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。事務局より順番に氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

議会事務局長。

議会事務局長（栗本　和宜君）

それでは、順番にお名前を読み上げさせていただきます。

１番、松岡議員、２番、山内議員、３番、冨田議員、４番、下堂薗議員、５番、浅野議員、６番、松川議員、７番、大塚議員、８番、小﨑議員、９番、飛永議員、１０番、野々部議員、１１番、岡山議員、１２番、林議員、１３番、加藤議員、１４番、高橋議員、１６番、伊藤議員、１７番、岸本議員、１８番、久野議員、１９番、白井議員、２０番、浅井議員、２１番、成田議員、２２番、天野議員、最後に八木議長、お願いいたします。

議長（八木　勝之君）

投票漏れはありませんか。

（　「なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第３１条第２項の規定により、立会人に、１３番、加藤議員並びに１４番、高橋議員を指名いたします。

恐れ入りますが、立会人の加藤議員並びに高橋議員、開票の立会いをお願いいたします。

＜　開票　＞

議長（八木　勝之君）

立会人の加藤議員並びに高橋議員は自席へお戻りください。

ありがとうございました。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数２２票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票２２票、無効投票０票でございます。

有効投票のうち浅井議員２２票、以上でございます。

この選挙の法定得票数は、６票であります。

よって、浅井議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

＜　議場開鎖　＞

議長（八木　勝之君）

ただいま副議長に当選されました浅井議員が議場におられますので、会議規則第３２条第２項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました浅井議員より、当選の承諾及び挨拶を発言席でお願いいたします。

＜　新副議長（浅井　泰三君）登壇　＞

新副議長（浅井　泰三君）

ご無礼いたします。

２０番、浅井泰三です。

ただいまは副議長にご推挙を賜り、誠にありがとうございました。

コロナ禍にあって、議長の下、誠心誠意一生懸命頑張ります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

議長（八木　勝之君）

日程第８、常任委員会委員の選任について、日程第９、議会運営委員会委員の選任について及び日程第１０、清須市議会改革推進等調査特別委員会委員の選任についてから日程第１３、清須市駅周辺開発推進対策特別委員会委員の選任についての６案件につきましては、これらを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（　「異議なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

異議なしと認めます。

よって、６案件は一括議題といたします。

なお、常任委員会の委員定数は、委員会条例第２条の規定により、総務委員会８名、福祉委員会７名、建設文教委員会７名となっております。また、常任委員の任期は、委員会条例第３条第

１項の規定により、１年となっております。

議会運営委員会の委員定数は、委員会条例第５条第２項の規定により、８名となっております。なお、任期は、委員会条例第５条第３項の規定により、１年となっております。

また、各特別委員会の委員定数は、議会広報特別委員会が６名、その他の特別委員会の委員はそれぞれ８名となっております。なお、各特別委員会の委員の任期は、申合せにより１年となっております。

各常任委員会の委員の選任及び全ての議会構成につきましては、委員会条例第７条第１項の規定により議長の指名によることとされていますが、副議長と協議の上、指名を行いたいと思います。また、正副委員長につきましても、委員会条例第８条第２項の規定により、委員会において互選するとされていますが、各委員と併せて正副議長において指名することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

ありがとうございました。

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の委員の選任、全ての議会構成及び正副委員長につきましては、正副議長の協議により指名することに決定いたします。

ただいまから副議長と打合せをしますので、副議長、こちらにお願いいたします。

それでは、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の委員の一覧表を配付いたします。

＜　各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会委員一覧表の配付　＞

議長（八木　勝之君）

ただいま配付いたしました一覧表のとおり、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の委員及び正副委員長をそれぞれ指名いたします。

日程第１４、西春日井広域事務組合議会議員辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、天野議員、大塚議員の退席を求めます。

＜　天野議員、大塚議員退場　＞

議長（八木　勝之君）

お諮りいたします。

申合せにより、天野議員、大塚議員より、西春日井広域事務組合議会議員の辞職願が提出され

ております。この西春日井広域事務組合議会議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

異議なしと認めます。

よって、天野議員、大塚議員の西春日井広域事務組合議会議員辞職を許可することに決定いたしました。

天野議員、大塚議員の入場を認めます。

＜　天野議員、大塚議員入場　＞

議長（八木　勝之君）

ただいま天野議員、大塚議員の西春日井広域事務組合議会議員の辞職が許可されましたことを告知いたします。

日程第１５、五条広域事務組合議会議員辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、浅井議員、伊藤議員、林議員、岡山議員、小﨑議員、松岡議員の退席を求めます。

＜　浅井議員、伊藤議員、林議員、岡山議員、小﨑議員、松岡議員退場　＞

議長（八木　勝之君）

お諮りいたします。

申合せにより、浅井議員、伊藤議員、林議員、岡山議員、小﨑議員、松岡議員より五条広域事務組合議会議員の辞職願が提出されております。この五条広域事務組合議会議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

異議なしと認めます。

よって、浅井議員、伊藤議員、林議員、岡山議員、小﨑議員、松岡議員の五条広域事務組合議会議員辞職を許可することに決定いたしました。

浅井議員、伊藤議員、林議員、岡山議員、小﨑議員、松岡議員の入場を認めます。

＜　浅井議員、伊藤議員、林議員、岡山議員、小﨑議員、松岡議員入場　＞

議長（八木　勝之君）

ただいま浅井議員、伊藤議員、林議員、岡山議員、小﨑議員、松岡議員の五条広域事務組合議

会議員の辞職が許可されましたことを告知いたします。

お諮りいたします。

日程第１６、選挙第３号　西春日井広域事務組合議会議員の選挙について及び日程第１７、選挙第４号　五条広域事務組合議会議員の選挙についての２案件につきましては、一部事務組合議会の代表議員の選挙でございますので、これを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（　「異議なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

ありがとうございました。

異議なしと認めます。

よって、２案件は一括議題といたします。

組合議会の代表議員につきましては、組合規約で選挙により行うことになっておりますが、申合せ任期を常任委員会と同様に１年とし、選出の方法は、常任委員会と同様に議長の指名推選によることといたします。

ここで、各組合議員の選出議員数を申し上げます。

西春日井広域事務組合議会の選出議員数は４名です。

五条広域事務組合議会の選出議員数は７名です。

それでは、西春日井広域事務組合議会議員につきましては、充て職であります議長と下堂薗総務委員長及び加藤議員、飛永議員、以上４名を指名いたします。

五条広域事務組合議会議員につきましては、充て職であります議長と天野議員、浅井議員、岸本議員、小﨑議員、大塚議員、浅野議員、以上７名を指名いたします。

ここで、事務局より同意案件を配付させます。

＜　同意案件配付　＞

議長（八木　勝之君）

お諮りいたします。

日程第１８、同意第１号は当局提案となりますが、人事案件ですので、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（　「異議なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決定いたします。

日程第１８、同意第１号　監査委員（議員）の選任についてを議題といたします。

ここで、同意第１号の該当議員が議場におられますので、地方自治法第１１７条の規定により、伊藤議員の退席を求めます。

＜　伊藤議員退場　＞

議長（八木　勝之君）

提案理由の説明を永田市長より受けます。

提案理由の説明は発言席でお願いいたします。

永田市長。

＜　市長（永田　純夫君）登壇　＞

市　　長（永田　純夫君）

それでは、提案理由をご説明申し上げます。

同意第１号　監査委員の選任につきましては、清須市西枇杷島町泉４０番地サンコート２棟６０５号、伊藤嘉起議員を清須市監査委員に選任するため、地方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議員の経歴は、ご配付をいたしました同意案の裏面に記載をいたしました。ご賛同を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

議長（八木　勝之君）

お諮りいたします。

この案件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（　「異議なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

異議なしと認めます。

よって、直ちに採決に入ります。

同意第１号に賛成の方の起立を求めます。

＜　起　立　全　員　＞

議長（八木　勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は選任同意することに決定いたしました。

ここで伊藤議員の入場を許可いたします。

＜　伊藤議員入場　＞

議長（八木　勝之君）

ただいま伊藤議員が監査委員に選任同意されましたので、これを告知いたします。

日程第１９、清須市都市計画審議会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

審議会委員の選任につきましては、申し合せにより委員の任期は１年、選任の方法につきましては議長が指名することとなっております。

これにご異議ございませんか。

（　「異議なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

異議なしと認めます。

よって、審議会の委員の任期は１年、選任の方法につきましては議長が指名することに決定いたしました。

ここで、審議会委員の選出委員数を申し上げます。

都市計画審議会の委員の選出委員数は、２名でございます。指名の方法は、議長において指名いたします。

都市計画審議会委員については、久野議員及び冨田議員の２名を指名いたします。

お諮りいたします。

日程第２０、承認第２号から日程第２４、議案第２７号までの５案件を一括議題とし、提案理由及び内容の説明を受けた後、委員会付託を省略し、本会議で質疑・討論を行い、採決することが議会運営委員会で決定しております。

これにご異議ございませんか。

（　「異議なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げた方法で行うことに決定いたします。

日程第２０、承認第２号　専決処分した事件（清須市税条例等の一部を改正する条例）の承認についてから日程第２４、議案第２７号　令和３年度清須市一般会計補正予算（第３号）案までの５案件を一括議題といたします。

永田市長より提案理由の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

永田市長。

＜　市長（永田　純夫君）登壇　＞

市　　長（永田　純夫君）

それでは、提案理由をご説明申し上げます。

承認第２号　専決処分した事件（清須市税条例等の一部を改正する条例）の承認につきましては、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の宅地等に対する課税標準の特例期間の延長等を行い、その上で令和３年度に限り、固定資産税の土地の負担調整措置等により税額が増加するものについて、前年度の課税標準額に据え置くこととしたものでございます。

承認第３　専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認につきましては、地方税法の一部改正に伴い、宅地等に対して課する都市計画税の特例期間の変更等を行い、その上で令和３年度に限り、都市計画税の土地の負担調整措置等により税額が増加するものについて、前年度の課税標準額に据え置くこととしたものでございます。

承認第４号　専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例）の承認につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免を引き続き行うため、所要の規定の整備を行ったものでございます。

なお、承認第２号から第４号まではいずれも令和３年３月３１日付で専決処分したものでございます。

承認第５号　専決処分した事件（令和３年度清須市一般会計補正予算（第２号））の承認につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化していることに伴い、依然として厳しい状況にあるひとり親世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を早急に支給するための予算措置でございます。補正額は４千４８７万１千円を追加し、予算の総額は２８２億１千５２１万９千円となりました。

承認第５号は、令和３年４月１４日付で専決処分したものでございます。

議案第２７号　令和３年度清須市一般会計補正予算（第３号）案につきましては、経年劣化により故障した清洲総合福祉センターの空調について、熱中症対策など利用者の健康と安全を確保する観点から早急に対応する必要が生じたため、室内機及び室外機を取り替える所要の補正を行うこととといたしました。補正額は２千２０３万６千円を追加し、予算の総額は２８２億３千７２５万５千円となります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては担当者から説明させますので、十分にご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（八木　勝之君）

それでは、日程第２０、承認第２号　日程第２１、承認第３号、日程第２３、承認第５号及び日程第２４、議案第２７号の４案件について、総務部長から一括して内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いします。

岩田総務部長。

＜　総務部長（岩田　喜一君）登壇　＞

総務部長（岩田　喜一君）

総務部長、岩田です。

承認第２号、承認第３号、承認第５号及び議案第２７号を続けてご説明します。

それでは、令和３年第２回清須市議会臨時会市長提出議案等の１ページをご覧ください。

承認第２号

専決処分した事件（清須市税条例等の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和３年５月７日提出

清須市長　永田純夫

１枚はねていただきまして、２ページをご覧ください。

３年専決第２号

専決処分書

清須市税条例等の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和３年３月３１日

清須市長　永田純夫

右側の３ページをご覧ください。

黄緑色の表紙の参考資料①市長提出議案等説明資料の２ページ、主な改正の内容の表も併せてご覧いただけると幸いです。

それでは、議案等の３ページです。

清須市条例第１１号　清須市税条例等の一部を改正する条例

この一部改正条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和３年３月３１日に公布、令和３年４月１日に施行されたことに伴い、４月１日から施行すべき規定について３月３１日に専決処分したものです。

第１条は、清須市税条例の一部改正です。

内容は、順番に、固定資産税、軽自動車税、個人市民税の改正です。

まず、固定資産税については３つの改正です。

一番下の行をご覧いただきまして、附則第１０条の２から２枚はねていただきまして、６ページ中ほど上の附則第１３条の３までの改正は、１つ目は雨水貯留浸透施設などの課税標準特例について、地方税法上の特例期間が満了したため廃止をしました。

２つ目は、宅地、商業地、農地などに対して課税する固定資産税の特例期間を令和５年度まで延長しました。

３つ目は、令和３年度に限り、地価上昇等の負担調整措置の要因によって土地の課税標準額が増加する土地を対象とし、令和２年度の課税標準額と同額とする措置を講ずることとしました。

次に、軽自動車税については２つの改正です。

議案等６ページ中ほど少し下の附則第１５条の２から右側７ページの下から３行目、附則第１６条の２までの改正は、１つ目は環境性能割の税率について１％軽減する措置を令和３年１２月３１日まで延長しました。

２つ目は、グリーン化特例種別割の税率が軽減される営業用乗用車の適用対象車両を見直しました。

最後に市民税についてです。

議案等の７ページ一番下の行、附則第２７条の改正です。住宅借入金等特別控除の控除期間を１３年間とする特例を１年延長することとしました。その他地方税法の一部改正に伴う項ずれの

整理も行っています。

第１条の改正は以上です。

１枚はねていただきまして、８ページの５行目をご覧ください。

第２条は、令和２年６月に公布した税条例の一部改正条例（令和２年条例第２１号）の第３条を一部改正するものです。

改正内容は、令和４年４月１日から施行する法人市民税申告納付の規定について、地方税法の一部改正に伴う項ずれの整理をしました。

その他第１条改正、第２条改正ともに、地方税法等の改正に伴う所要の手続の整備も行っています。

附則です。

第１条は、施行期日です。この条例は、令和３年４月１日から施行する。

第２条から右側９ページの下から２行目、第４条までは、それぞれ市民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置の規定です。

承認第２号　税条例等の一部改正の説明は以上です。

それでは、１枚はねていただきまして、右側１１ページをご覧ください。

承認第３号

専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和３年５月７日提出

清須市長　永田純夫

１枚はねていただきまして、１２ページをご覧ください。

３年専決第３号

専決処分書

清須市都市計画税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和３年３月３１日

清須市長　永田純夫

右側の１３ページをご覧ください。

あわせて、黄緑色表紙の参考資料①の３ページをご覧ください。

議案第等の１３ページです。

清須市条例第１２号　清須市都市計画税条例の一部を改正する条例

この一部改正条例も地方税法等の一部を改正する法律が令和３年３月３１日に公布、令和３年４月１日に施行されたことに伴い、４月１日から施行すべき規定について３月３１日に専決処分したものです。

改正内容は２つです。

中ほどの附則第７項から１ページはねていただきまして、１４ページをご覧ください。上から３行目、附則第１８項までの改正で、内容は先ほどの固定資産税と同様です。

１つ目は、宅地、商業地、農地などに対して課税する都市計画税の特例期間を令和５年度まで延長しました。

２つ目は、令和３年度に限り地価上昇等の負担調整措置の要因によって土地の課税標準額が増加する土地を対象とし、令和２年度の課税標準額と同額とする措置を講ずることとしました。

その他法改正に伴う所要の手続の整備及び項ずれの整理を行いました。

附則です。

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

第２項は経過措置の規定です。

承認第３号　都市計画税条例の一部改正の説明は以上です。

それでは、２枚はねていただきまして、右側１９ページをご覧ください。

承認第５号

専決処分した事件（令和３年度清須市一般会計補正予算（第２号））の承認について

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和３年５月７日提出

清須市長　永田純夫

１枚はねていただきまして、２０ページをご覧ください。

３年専決第５号

専決処分書

令和３年度清須市一般会計補正予算（第２号）について、議会を招集する時間的余裕がないと

認めたので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和３年４月１４日

清須市長　永田純夫

それでは、別冊の令和３年度一般会計補正予算書及び説明書、２冊ありますが、表紙をはねていただきまして、色紙で第２号とあるほうをご覧ください。

それでは、１ページをお願いいたします。

専決第５号

令和３年度清須市一般会計補正予算（第２号）

令和３年度清須市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４千４８７万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２８２億１千５２１万９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和３年５月１４日専決

清須市長　永田純夫

１枚はねていただきまして、２ページをご覧ください。

第１表　歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

１５款国庫支出金、２項国庫補助金、補正額４千４８７万１千円です。

右側の３ページは歳出です。

３款民生費、２項児童福祉費、補正額４千４８７万１千円です。

１枚はねていただきますと、色紙で補正予算に関する説明書になります。

あと３枚はねていただきまして、８ページ、９ページをご覧ください。

まず、歳入です。

１５款国庫支出金、２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金、補正額４千４８７万１千円、２節児童福祉費補助金です。

説明欄をご覧いただきまして、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の新規計上です。

１枚はねていただきまして、１０ページ、１１ページをご覧ください。

歳出です。

３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、補正額４千４８７万１千円、１節報酬から１８節負担金、補助及び交付金までです。

説明欄をご覧いただきまして、子育て世帯生活支援特別給付金費、ひとり親世帯分の新規計上です。

事務費８９２万１千円と給付費の３千５９５万円です。この給付金は、前年度に引き続き今回で３回目の支給となり、今回の支給額は対象児童１人あたり一律５万円です。

児童扶養手当受給者に対しては、４月分給付費の５月１１日に合わせ同日に給付する必要があるため、４月１４日付で専決処分をしました。

４月分の児童扶養手当受給者以外の支給対象者につきましては申請が必要となり、原則として令和４年２月末まで受け付けることとしています。

また、厳しい状況にあるその他世帯につきましては、７月以降の給付になる見込みです。

なお、この事業の財源は、歳入で説明をしましたように、特定財源として国庫補助金が１０分の１０となっています。

専決第５号　一般会計補正予算（第２号）の説明は以上です。

最後にもう１冊の令和３年度一般会計補正予算書及び説明書の１ページをご覧ください。

議案第２７号

令和３年度清須市一般会計補正予算（第３号）

令和３年度清須市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２千２０３万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２８２億３千７２５万５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和３年５月７日提出

清須市長　永田　純夫

１枚はねていただきまして、２ページをご覧ください。

第１表　歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

１９款繰入金、２項基金繰入金、補正額２千２０３万６千円です。

右側の３ページは歳出です。

３款民生費、１項社会福祉費、補正額２千２０３万６千円です。

１枚はねていただきますと、色紙で補正予算に関する説明書になります。

あと３枚はねていただきまして、８ページ、９ページをご覧ください。

まず、歳入です。

１９款繰入金、２項基金繰入金、１目基金繰入金、補正額２千２０３万６千円、１節基金繰入金です。

説明欄をご覧いただきまして、財政調整基金繰入金です。この第３号補正後の財政調整基金の現在高は１２億２千８５４万４千円となります。

１枚はねていただきまして、１０ページ、１１ページをご覧ください。

歳出です。

３款民生費、１項社会福祉費、５目社会福祉施設費、補正額２千２０３万６千円、１４節工事請負費です。

説明欄をご覧いただきまして、清洲総合福祉センター整備費の増額です。

今回の補正内容は、清洲総合福祉センターの空調設備のうち、事務室を含む２系統が経年劣化により昨年度末に故障し、修繕では対応できないことが判明しました。昨今からの熱中症対策など利用者の健康と安全を確保する観点から、７月からの冷房稼働時期に間に合わせるため、今臨時会に整備費の上程をしたものです。

なお、清洲総合福祉センターは、新型コロナウイルスワクチン接種の受付会場にもなっています。

議案第２７号　一般会計補正予算（第３号）案の説明は以上です。

以上で、承認第２号、承認第３号、承認第５号及び議案第２７号の説明を終わります。

議長（八木　勝之君）

日程第２２、承認第４号について、市民環境部長から内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

＜　市民環境部長（石田　隆君）登壇　＞

市民環境部長（石田　隆君）

市民環境部長の石田です。

それでは、提出案件の１５ページをお願いいたします。

承認第４号

専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和３年５月７日提出

清須市長　永田純夫

１６ページをお願いいたします。

３年専決第４号

専決処分書

清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和３年３月３１日

清須市長　永田純夫

続きまして、１７ページをお願いいたします。

また、黄緑色の表紙、右上に参考資料①と書いてございます市長提出議案等説明資料の４ページも併せてご覧いただけると幸いです。

清須市条例第１３号

清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例

主な改正内容についてご説明いたします。

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免措置延長でございます。

第１条では、国民健康保険税条例の一部改正です。

第２条は、清須市介護保険条例の一部改正で、共に令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に納期限が到来する国民健康保険税及び介護保険料の減免を引き続き行うため、所要の規定を整備するものでございます。

施行期日につきましては、令和３年４月１日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（八木　勝之君）

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論については挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

最初に、日程第２０、承認第２号に質疑のある方の挙手を求めます。

（　「なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（　「なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（　「なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

承認第２号に賛成の方の起立を求めます。

＜　起　立　全　員　＞

議長（八木　勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は承認されました。

次に、日程第２１、承認第３号に質疑のある方の挙手を求めます。

（　「なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（　「なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（　「なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

承認第３号に賛成の方の起立を求めます。

＜　起　立　全　員　＞

議長（八木　勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は承認されました。

次に、日程第２２、承認第４号に質疑のある方の挙手を求めます。

（　「なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（　「なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（　「なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

承認第４号に賛成の方の起立を求めます。

＜　起　立　全　員　＞

議長（八木　勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は承認されました。

次に、日程第２３、承認第５号に質疑のある方の挙手を求めます。

（　「なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（　「なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（　「なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

承認第５号に賛成の方の起立を求めます。

＜　起　立　全　員　＞

議長（八木　勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は承認されました。

次に、日程第２４、議案第２７号に質疑のある方の挙手を求めます。

（　「なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（　「なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（　「なし」の声あり　）

議長（八木　勝之君）

　これで討論を終結いたします。

　採決に入ります。

　議案第２７号に賛成の方の起立を求めます。

＜　起　立　全　員　＞

議長（八木　勝之君）

　起立全員であります。

　よって、原案のとおり可決されました。

　以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

　これをもちまして、令和３年第２回清須市議会臨時会を閉会といたします。

　長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

（　時に午前１０時４８分　閉会　）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和３年５月７日

前 議 長　　成　田　義　之

前副議長　　小　﨑　進　一

議　　長　　八　木　勝　之

署名議員　　飛　永　勝　次

署名議員　　野 々 部　　　享